

令和 3 年度 西区自治協議会提案事業
地域課題解決に向けた提案募集事業

募集要項

令和 3 年 6 月
新潟市西区自治協議会

1. 趣 旨

人口減少・少子高齢化の進展など社会経済情勢の変化や住民ニーズの多様化に伴い、地域課題が複雑化する中、西区自治協議会では、地域の状況を的確に捉え、課題解決に向けて一層きめ細かに対応していくことが必要と考えています。

については、西区内において地域課題に取り組む団体等より、本協議会と協働して効果的な事業推進を図ることで、より高い効果が見込まれる事業を募集します。

2. 募集する事業テーマ

西区内の地域課題の解決を目的として、西区自治協議会と協働することで相乗効果が見込まれる次のいずれかのテーマに該当するもの。

(1) 環境美化

<背景>

私たち第1部会では、地域に潜む課題とは何か、を議論し「環境美化」を重点的な地域課題として取り組むこととしました。

「環境美化」は多岐にわたる地域課題です。令和3年度の第1部会では、地域住民の方や行政がごみ拾いなどの取り組みを行っているが、解決に至っていないポイ捨てを防止し、きれいな住みやすいまちとなるよう、ポイ捨てをする人の行動変容に繋がるような提案を地域で活動する様々な方から募集します。ともにきれいな住みやすいまちを目指していきたいという想いからこの地域課題の解決に取り組むこととしました。

<現状>

- ・道路の路肩など人目のつかない場所に空き缶、ペットボトル、生活ごみ等が捨てられている。
- ・一度捨てられると連鎖的に捨てられる傾向がある。



- ・市（区）ではフェンス等に取り付けるタイプの「ポイ捨て防止」看板設置に取り組んでいるが解決に至っていない。



<解決したいこと>

- ・ごみを拾ったことのある人はごみを捨てない（と思われる）ので、ごみを拾う人を増やす。
- ・誰でも道端に落ちているごみを拾う、清掃イベントに参加できるといったように、ごみ拾いのハードルを下げ、気軽にゴミ拾いができるようにしたい。
- ・ごみを捨てる人の行動変容を引き起こしたい。

<求める提案>

- ・「ごみ拾いアプリ」を使うなど、区民が自ら日常的にごみ拾いをすることにつながる提案

<目指す姿>

- ・ごみを捨てる人が減り、拾う人が増えたきれいな住みやすいまち

(2) 区の魅力発信・賑わい創出

<背景>

西区には老若男女様々な人が暮らしています。

私たち第3部会では「区の魅力発信・賑わい創出」に重点的に取り組んでおり、区民が西区の魅力を認識し、住み続けてもらうことを長期的な目標としております。

地域に住み続けるにはどのような要因が影響してくるのか。スーパー やコンビニ・薬局が近い、公共交通機関が充実している等々ありますが、地域で行っている様々な地域活動を知り参加することでその土地に愛着が湧き、住み続けることに繋がるのではないかでしょうか。

そこで、地域の未来の担い手である子育て世代に、愛着をもって住み続けていただくことに繋がる提案を募集することとしました。

<現状>

- ・「いい部屋ネット街の住みこちランキング2021<新潟県>」で西区が県内で3年連続1位となった。
- ・令和2年度新潟県人口移動調査結果報告によれば、西区では15～19歳の学業による転入、20～24歳の職業に関する転出が多い。また、25～44歳、75歳～の「住宅関連」を理由とした転入者

が転出者を上回っている。

- ・第47回（令和2年度）市政世論調査では、「地域活動への参加状況」に関する項目で「全く参加しなかった」が半数以上であり、39歳までの若い世代ほど割合が高い。
- ・同調査で「全く参加しなかった」を選んだ理由として、「参加する時間がなかったから」「魅力を感じなかったから」「地域活動に関する情報を得ることができなかつたから」が上位3つを占めた。

<解決したいこと>

- ・地域活動に関する情報がどこにあるかわからない状況を変えたい。
- ・地域活動への参加者が少ないため、地域活動と地域の人を繋ぎたい。
- ・地域活動に参加してもらうために、魅力的な活動にしたい。

<求める提案>

- ・地域活動と子育て世代が繋がることにより、地域活動に参加する人が増える提案
- ・子育て世代が地域活動に関する情報を得やすくなるような提案
- ・魅力的な地域活動にアップデートするための提案

<目指す姿>

- ・住み始めて間もない子育て世代が、地域の一員としてより愛着をもって住み続けること

3. 応募対象事業

上記2の事業テーマに合致し、以下の要件の全てを満たすもの。

- (1) 応募者自らが実施し、令和4年2月末までに完了を予定するソフト事業
- (2) 主として、西区民を対象とし又は区内で実施するもの
- (3) 政治、宗教などに関する活動や、公序良俗に反するものでないこと
- (4) 事業費の積算が適正であり、受託にあたり経費内訳が明らかであるもの
- (5) 他の補助金等を受けないもの
- (6) 課題解決の手段となり、目指す姿に近づくような提案であること
- (7) 地域コミュニティ協議会、自治会、NPO法人等の地域団体でも取り組めるもの

4. 応募資格

応募できる者は、市内に主たる活動拠点を有する非営利の団体（法人格の有無は問わない）で、以下の要件の全てを満たすもの。

- (1) 西区内に在住・在勤又は在学する者5名以上の構成員を有する非営利の団体（法人格の有無は問わない）。
ただし、事業の主たる効果が区内で生じる提案であれば、西区内に在住・在勤又は在学する者が5名以下の団体も応募可能とする。
- (2) 課税団体にあっては、応募時点で直近1年間の市税の未納がないこと
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体でないこと
- (4) 市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）に基づき、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと

5. 事業採択等

- (1) 手法等：業務委託（全部又は一部）
- (2) 事業費：上限 50 万円／件
※超過分は委託外事業として、応募団体の負担となります
- (3) 採択数：1 事業テーマにつき、1 件の採択を予定
- (4) 支 払：委託料の具体的な支払日は、採択された団体と協議の上決定します。
- (5) その他：採択事業に対して、市（西区自治協議会、西区役所）は広報や市公共施設の予約など必要な支援を行います。

6. 応募方法

- (1) 応募期間：令和 3 年 7 月 1 日（木）～令和 3 年 7 月 31 日（土）
- (2) 提出先：西区自治協議会事務局（西区地域課企画・地域振興担当）
あて
〒950-2097 新潟市西区寺尾東 3 丁目 14 番 41 号
TEL：025-264-7161 FAX：025-269-1650
E-mail：chiiki.w@city.niigata.lg.jp
- (3) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合、当日消印有効とします。）
- (4) 応募書類：①提案書 ②応募団体調査 ③その他必要な資料（任意）
※①・②は所定書式とし、区 HP よりダウンロードできます。
※③を提出する場合は、A4 相当 10 頁までとします。
※ご応募にあたりご不明な点等ございましたら、上記の提出先（事務局）までお問い合わせください。
- (5) その他：応募受付後に事業提案を取り下げる場合は、速やかに取下届出書（任意様式）を提出してください。

7. 審査

(1) 審査基準

評価基準	評価の視点	評点
① 方向性	地域課題を的確に捉え、その解決につながる新たな発想を取り入れた事業となっているか。	5 点
② 実行性	スケジュール、収支計画は具体的に計画され、実行できる組織体制となっているか。	5 点
③ 有効性	投資に対し効果が期待できるものとなっているか。また、その効果は区域への波及が期待できるか。	5 点
④ 継続性	事業実施後、自立的に持続することが可能な仕組みの確保、工夫がされているか。	5 点
⑤ 地域性	地域資源の活用など、地域の特性を活かした事業となっているか。	5 点

(2) 審査の進め方

- ① 事業テーマを所管する担当部会において、審査基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施します。ただし、応募多数の場合は、書類審査結果により、プレゼンテーション審査を求める団体を選抜する場合があります。
 - ② 事業テーマを所管する担当部会において、評点の高い順から順位づけを行い、最も順位の高い事業を採択します。ただし、評点が水準（15点）以下の事業は不採択とします。
 - ③ 採択された団体が、止むを得ない事情などから事業の実施を中止した場合には、順位づけに基づき必要により次点を採択するものとします。
- ※ 応募団体に属する委員又は公正かつ適正な審査に疑義を生じさせるような関係を有する委員は、当該団体提案の審査（上記①～②）に加わらないものとします。

(3) 審査結果

令和3年8月末を目途に応募団体あて文書にて通知します。

なお、提案のあった全ての事業について、事業名・事業概要・評価点数を公表します。

(4) その他

- ① 応募書類に明らかな虚偽の記載があった場合や、応募に際して不正行為があった場合には、審査の対象から除外することとします。
- ② 西区自治協議会の指定する日（8月中旬の平日を予定）にプレゼンテーション審査を実施しますので、事務体制等の確保をお願いいたします。
- ③ 事業の採択にあたり西区自治協議会が必要と認める場合、追加資料の提出を求めることがあります。
- ④ 採択後、応募内容と実際の事業計画が著しく変更された場合や、事業実施を行うにふさわしいと認められない事実が判明した場合には、採択を取り消すこととします。
- ⑤ 事業計画の立案にあたっては、事業費の縮減に努めるとともに、スケジュールに十分な余裕をもって計画してください。

8. 全体スケジュール概要

令和3年 7月1日（木）	応募受付開始
7月31日（土）	応募受付締切
8月上旬	書類審査
8月中旬	プレゼンテーション審査
8月下旬	採択通知
8月末	委託契約締結
8月末～令和4年2月末	提案事業実施・完了
令和4年 2月28日（月）まで	事業実施報告書の提出
3月	西区自治協議会における事業評価